

横須賀市監査委員公表

平成29年第5号

監査の結果報告に係る措置の公表について

平成29年5月25日付け横須賀市監査委員公表平成29年第4号をもって公表した定期監査結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年8月10日

横須賀市監査委員 小野 義博  
同 丸山 邦彦  
同 杉田 惺  
同 土田 弘之宣

総務部

監査の結果(指摘事項)	措置(是正)等の内容
<p>7-(1)-ア 平成28年度市史資料整理活用準備に係る委託料について、概算払により支出していたものの、概算払をすることができる経費として定められていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>7-(1)-イ 新規採用非常勤職員研修受講者の旅費(費用弁償)の支給において、支給額は同一であったものの、非常勤職員の勤務地の属する地域を誤って旅費(費用弁償)の支給手続をしているものがあつたため、今後は適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、旅費支給事務取扱要領に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>7-(2) 税系システム運用SE委託について、プロポーザルにより事業者を決定した期間の経過後も含めて、プロポーザルによる事業者の決定を理由として主管部長等において契約事務が行われていたため、今後は契約事務取扱規程の規定に沿った適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

福祉部

監査の結果(指摘事項)	措置(是正)等の内容
<p>7-(1)-ア 災害補償費の予算執行は、予算決算及び会計規則第21条第1項の規定により「あらかじめ回議しなければならない」が、公務災害に伴う災害補償費の支出にあたり、公務災害認定に係る報告の回議が予算執行伺に相当すると誤認した結果、あらかじめ回議しないまま予算が執行されていた。今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>7-(1)-イ 旅費の支出において、算定時における錯誤により支給不足が生じていた。必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>旅費の支給不足については追給した。 今後は、旅費に係る各規定に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>7-(1)-ウ 報償費の支出決定において、専決規程で定められた財政部長合議を行っていなかったため、今後は専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>7-(1)-エ 旅費の支出において、算定時における錯誤により支給超過及び支給不足が生じていた。算定担当部署と協議し必要な措置を講じられたい。</p>	<p>算定担当部署と協議し、支給超過については戻入し、支給不足については追給した。</p>
<p>7-(2)-ア 自動車借上料の契約事務において、特別な事情もなく1人の者のみから見積書を徴して随意契約していたので、今後は2人以上の者から見積書を徴し、契約規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、2人以上の者から見積書を徴し、契約規則等に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>7-(2)-イ レセプト管理システム運用サービスの支出事務について、主管課長が契約事務を行っているが、契約事務取扱規程に規定されている地方自治法施行令の適用規定を記載した随意契約理由書が作成されていなかったため、今後は契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、契約事務取扱規程に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

<p>7-(3)-ア 備品の管理において、既に廃棄しているが除却手続を行っていないものがあったので、必要な措置を講じ適正な管理に改められたい。</p> <p>7-(3)-イ 来庁者用駐車場利用券の管理において、受払簿による管理はしているものの、受払簿数量と実査数量の計数が合致しなかったため、今後は適正な管理に改められたい。</p>	<p>当該備品については除却手続を行った。 今後は、備品について適正な管理を行うよう徹底した。</p> <p>今後は、駐車場利用券の受払簿への記入及び残数把握を徹底し、適正な管理を行うよう改めた。</p>
--	--

健康部

監査の結果(指摘事項)	措置(是正)等の内容
<p>7-(1) 救急医療センター手数料について、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、指定管理者である一般社団法人横須賀市医師会に徴収の事務を委託していたが、誤って「収納の事務の委託」と告示していたため、正しく告示するよう改められたい。</p> <p>7-(2) 市民病院東棟4階ほか改修工事及び市立うわまち病院給湯設備ほか改修工事は設計に基づき施工されていたが、設計の積算において一部不備があったので、今後は適正な処理に改められたい。特に、工事を依頼し積算施工した部署に対し、積算時のチェックを徹底するよう申し入れされたい。</p>	<p>平成29年度は、「徴収の事務の委託」として正しく告示を行った。</p> <p>今後は、適正な設計積算を行うよう、工事所管部に対し申し入れた。</p>

選挙管理委員会事務局

監査の結果(指摘事項)	措置(是正)等の内容
<p>7-(1) 旅費の支出において、旅費額算出経路の誤りにより過払いが生じていた。過払い分について戻入措置を講じるとともに、今後は旅費額算出について適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>旅費額算出経路誤りによる旅費の過払い分について、戻入措置を講じた。今後は、該当する例規に基づき、適正な経路設定及び旅費額算出を行うよう徹底した。</p>